

# 長寿医療（後期高齢者医療）からのお知らせ

## ●保険料額が決定しました

今年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。被保険者の皆さんには7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

1人当たりの保険料（年額） （最高限度額50万円）
均等割額 43,500円
+
所得割額 （総所得金額等－33万円）×7.89%

### 【保険料の軽減】

所得の低い人は所得割額が軽減（5割）されます。また、世帯所得が一定水準以下の人は均等割額が軽減（9割・7割・5割・2割）されます。

なお、平成21年度については次の軽減措置が加えられます。

- ・均等割額の7割軽減が8.5割軽減となります
- ・会社の健康保険などの被扶養者であった人は均等割額が9割軽減されます

## ●被保険者証が新しくなります

現在、お手元にある被保険者証の有効期限は7月31日までとなっています。

皆さんが医療機関の窓口で負担する割合（1割または3割）については、毎年前年中の所得により再判定を行います。新しい被保険者証（緑色）を7月下旬には送付しますので、記載事項をご確認ください。

8月以降に病院に掛かるときは、新しい被保険者証を使ってください。

※古い被保険者証（水色）はお返しください（郵送可）



見本

### 【保険料の納め方】

通知書に記載されている方法で納めてください。

#### 特別徴収

偶数月に支給される年金から保険料が天引きされます。

※保険年金課または各支所市民生活課で手続きをすれば、口座振替に切り替えることができます

#### 普通徴収

市内各金融機関窓口（郵便局を除く）または口座振替で納めます。

納期限	第1期	7月31日(金)
	第2期	8月31日(月)
	第3期	9月30日(水)
	第4期	11月2日(月)
	第5期	11月30日(月)
	第6期	12月25日(金)
	第7期	2月1日(月)
	第8期	3月1日(月)



## ●減額認定証の更新

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（ピンク色）」の有効期限は7月31日までとなっています。新しい減額認定証は7月下旬に送付します。



見本

更新にあたり、新たに申請手続きをする必要はありませんが、長期入院該当者（過去12カ月で90日を超える入院）や未申告の人は申請が必要となる場合があります。該当者には通知しますのでご確認ください。

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階7番窓口）☎32-2073、または各支所市民生活課

## 第23回津山市民平和祭

過去の歴史を学んで、平和の大切さ、命の尊さを考えましょう。

### ◆平和のための戦争パネル展

とき 8月3日(月)～7日(金)  
※オープニングセレモニーは3日午前9時30分

ところ 市役所1階市民ロビー

内容 写真パネルや平和に関する書籍などの展示

### ◆夏休み親子体験バスツアー

「ホロコースト記念館」見学

とき 8月22日(土)午前8時出発

ところ 市役所東側駐車場集合

内容 ホロコースト記念館（広島県福山市）見学  
※館内には、アンネ・フランクの隠れ家の部屋や「アンネの日記」の再現、世界中から贈られてきたホロコーストの遺品や芸術作品が展示

※福山バラ公園で各自昼食

定員 40人（申し込み多数の場合は抽選）

参加費 小中学生1000円、高校生以上1500円

申込み方法 電話、ファクスまたは直接申し込む

締め切り 8月7日(金)

◆夏休み親子映画会

とき 8月8日(土)午後1時30分～3時10分

ところ 津山市総合福祉会館

内容 『千羽づる』 広島原爆で亡くなった佐々木禎子さん（原爆の子の像のモデル）のドキュメント映画

料金 無料

問い合わせ先 人権啓発課（アルネ津山5階）☎31-0088、☎31-2534

### 戦没者などの遺族の皆さんへ

戦没者などの死亡に関して、公務扶助料や遺族年金などを受けていた人が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどした場合、ほかの遺族の人（戦没者の子など）に第9回特別甲慰金が支給されます。請求資格の有無、請求順位などについてはお問い合わせください。

支給内容 記名国債（額面24万円、6年償還）

締め切り 平成24年4月2日(月)

問い合わせ先 生活福祉課（市役所1階10番窓口）☎32-2063、または各支所市民生活課

## 安全・確実にお手元に 国民健康保険証を簡易書留郵便で

現在、お手元にある国民健康保険証の有効期限は、9月30日までとなっています。新しい保険証は9月中旬に送る予定ですが、安全・確実にお届けするため、希望者には簡易書留郵便での送付を行います（保険料の未納がある人については希望に添えない場合があります）。

受付期間 8月3日(月)～31日(月)

申込方法 保険年金課・各支所市民生活課窓口または電話で申し込む

※国民健康保険証の記号番号と世帯主名、電話番号を確認しますので、国民健康保険証を準備してください

### ご注意

簡易書留郵便は、郵便物を各家庭の郵便受けに入れるのではなく、配達員が直接手渡す方法によりお届けする郵便で、受け取り時には受領印が必要です。

配達時に不在の場合は、郵便局へいったん持ち帰り、一定の期間保管されますが、再配達依頼をされなかった場合は市役所に返送されてしまいます。必ず連絡してください。

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階7番窓口）☎32-2071

## これから国民年金を受け取る60歳以上65歳未満の人へ 任意加入制度をご存知ですか？

国民年金の老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間支払った場合、満額の792,100円（平成21年度）を受け取ることができますが、加入していない期間や、やむを得ない事情により保険料が納められなかった期間があると、それに応じて年金額は少なくなってしまいます。

そこで60歳から65歳までの間、本人の申し出により保険料を納めると老齢基礎年金額を増やすことのできる任意加入制度があります。

### Q. 任意加入できる人は？

A. 次の要件すべてを満たす人が対象です

- ①国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③20歳から60歳までの保険料納付月数が480月未満の人

### Q. 毎月の保険料は？

A. 月額14,660円（平成21年度）です。月額400円の付加保険料を上乗せして、さらに年金額を増やすこともできます。支払いの方法は原則口座振替です

### Q. 任意加入の手続きは？

A. 年金手帳、口座振替をする通帳と届出印を持って、保険年金課または各支所市民生活課で手続きをしてください

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口）☎32-2072